

意見書案第 3 号

ジェットコースターなど遊戯施設の事故の防止に関する意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成19年6月8日提出

提出者	長沼町議会議員	栗 木 睦 男
賛成者	〃	山 本 克 己

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄 様

ジェットコースターなど遊戯施設の事故の防止に関する意見書

5月5日に大阪府吹田市のエキスポランドで起きたジェットコースターの脱線事故は、20人が死傷する大惨事となり、ジェットコースターなどの遊具施設の安全性の確保の重要性を国民の前に示しました。

道内には、7市1町1村に12カ所、28機のジェットコースターがあり、6施設で1年以上探傷試験をおこなっていなかったことが明らかになっており他人事ではありません。

今回のエキスポランド事故で重大なのは、毎年自治体に提出していた「点検報告」の内容がまったくでたらめであったこと、にもかかわらずそれを自治体が見抜けなかったことです。

このようなことが起きた背景には、企業の利益優先主義の体質とともに、法の不備の問題があることが浮き彫りになっています。事故調査のなかで、エキスポランド社が、毎年の定期点検時の超音波などによる探傷試験を先送りしていたこと、折れたコースター車軸のJIS基準に基づく検査を吹田市の条例で義務付けていなかったこと、ジェットコースターの点検は建築基準法の扱いになっていながら、問題となった探傷試験は建築基準法に明記されておらず、JIS基準として財団法人「日本建築設備・昇降機センター」の検査基準マニュアルに記されているだけで、法的拘束力がないことが明かになっています。

よって、次の事項について要望します。

記

- 1 国は、検査基準を建築基準法上の位置づけを明確にし、法的拘束力のあるものに改めること。
- 2 国と関係自治体は、自治体の検査担当が、遊戯施設のほかにエレベーターや共同住宅の検査も担当しており、現状の体制が手薄な実態をふまえ、拡充を急ぐこと。
- 3 国は、事故時の調査を第三者機関による独立した調査が行えるシステムに改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月8日

長沼町議会議長 駒谷 広栄

提出先

総務大臣 各通
国土交通大臣